

(参考)

「その他の商法の規定を引用・準用する関係内閣府令の整備」として改正を行うもののうち、別紙の新旧対照表に含まれていない部分の主な改正の概要は以下の通り。

【企業内容等の開示に関する内閣府令】

第二号様式（有価証券届出書）

- ・ 「第一部 証券情報」において、募集又は売出しを行う株式について「額面・無額面の別」の記載を不要とする。
- ・ 「第二部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」・「1 株式等の状況」において、発行済株式について「額面・無額面の別」の記載を不要とし、「単株」に係る記載事項を「単株」に係る記載事項に改める。

また、「2 自己株式の取得等の状況」において、「取締役又は使用人への譲渡」及び「利益、資本準備金又は再評価差額金による消却」に係る自己株式の取得等の状況についての記載事項を「定時総会決議による買付け等」及び「子会社からの買受け等」の状況についての記載事項に改める。

- ・ 「記載上の注意」において、上記の改正等に伴う改正を行う。

第三号様式（有価証券報告書）

「第一部 企業情報」において、第二号様式の「第二部 企業情報」と同様の改正を行う。

その他の様式

、と同様の改正を行う。

【発行者である会社による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令】

第二号様式（公開買付け届出書）

- ・ 「第1 公開買付け要領」の「3 定時総会又は取締役会に決議等の内容等」において、「利益による消却のための自己の株式の買受け等」欄及び「資本準備金による消却のための自己の株式の買受け等」欄を削除する。
- ・ 「記載上の注意」において、上記の改正等に伴う改正を行う。